

多賀城政庁復元整備事業に係る大規模事業評価調書の要旨

教育庁文化財課
令和8年8月作成

行政活動の評価に関する条例第5条第1項の規定により、多賀城政庁復元整備事業に係る大規模事業評価の「評価調書」を作成した。その要旨については、以下のとおりである。

1 対象事業名

多賀城政庁復元整備事業

2 事業の概要

令和6年度の、創建1,300年を契機に、県による政庁南大路・城前官衙の整備や多賀城市による外郭南門の復元整備が完了し、多賀城碑の国宝指定も相まって、史跡の活用に対する機運が高まっている。この好機を活かし、多賀城跡が持つ学術的価値・文化的価値を視覚的に分かりやすく伝えると同時に、地域資源としての活用を図るため、多賀城跡の象徴である「政庁」の復元整備を行うもの。

【参考】

予 定 地：多賀城市市川城前（現多賀城跡）

敷地面積：約10,000㎡

事業規模：合計床面積 1506.0㎡

整備される主な施設

古代復元建物（木造・瓦葺）：12棟

古代築地堀（土堀）：270m

費用 初期建設費 10,100百万円

維持管理費 997百万円（維持管理期間20年）

3 スケジュール

令和 8年度 大規模事業評価

令和 9～10年度 基本計画・基本設計策定

令和11～12年度 基盤整備（遺跡保護のための盛土等）

令和13～30年度 建物復元整備

供用開始予定 令和31年度

4 県の評価

今回の多賀城跡における政庁の復元は、貴重な地域資源の価値を、時代に即した形で評価し、広く社会に還元する契機となる。復元により多賀城跡を「見る場所」から「体験を共創する場所」へと昇華することにより、持続可能な地域活動を促進され、歴史的価値の確実な継承と、観光・教育への多面的な利活用を両立させることが可能となる。本事業は、投資対効果の観点からも極めて有意義であり、当該事業を実施することは適切であると判断した。